

新型コロナウイルスの世界的な蔓延については、当館ホームページやメールマガジン等で累次お伝えしていますが、当館の管轄する多くの州でも感染者が確認されており、イリノイ州、インディアナ州が非常事態宣言を発出したほか、アイオワ州、ノースダコタ州は、日本を含む国外からの帰国者に対する 14 日間の自主的な隔離を要請しています。

1 感染予防

(1) 米国連邦政府は、州・地方政府、企業、医療・教育機関等に対し、今後新型コロナウイルスが流行した場合にとるべき対策を今から確認しておくよう呼びかけています。また、個人に対しては、インフルエンザ対策と同様に、手洗い、咳エチケット等、日頃の感染予防が感染拡大を防ぐためには重要であるとして、励行を呼びかけています。

(2) 米国疾病管理予防センター（CDC）は、個人のとるべき感染予防措置として具体的に以下を示しています。

- 体調不良者との濃厚接触を避ける
- 手で目・鼻・口を触らない
- 体調が悪いときは外出せず自宅に留まる
- 咳やくしゃみの際はティッシュで口鼻を覆い、ティッシュはすぐにごみ箱に捨てる
- 頻繁に触る物は、通常のクリーニング剤（スプレーやシート）を使ってこまめに拭き消毒する
- 手洗いをこまめに行う
 - 石鹸を使い 20 秒以上
 - 特に洗面所を利用した時、食事前、咳やくしゃみをした時などはすぐに手洗い
 - 水を利用できない時は最低でも 60%のアルコールを含む除菌液（ハンド・サニタイザー）を使用する

◎詳しくはこちら

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/about/prevention-treatment.html>

2 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合

CDC は、新型コロナウイルスの典型的症状として「発熱・咳・息切れ」を挙げ、感染が疑われる場合の対応として概要以下のとおり示しています。

(1) 自宅療養

- 医療機関の受診を除き、外出を控える。職場・学校・公共の場等へ行かない。公共交通機関やタクシー等の利用も控える
- 同居家族等がいる場合は、可能な限り一室に留まり接触を避ける。可能ならば、シャワー室・洗面所も分けて使用する

(2) 医療機関に電話で相談

- 症状の改善がみられない場合は、医療機関（かかりつけの医師等）に事前に電話で相談する
- その際は、新型コロナウイルス感染が疑われる具体的理由（渡航歴や感染者との濃厚接触など）がある場合にはその旨を必ず伝える

(3) その他

- 他者やペットとの接触を避けられない場合（部屋や車を共有する場合）や医療機関を訪れる場合は、マスクを着用する。呼吸困難等によりマスク着用が困難な場合は、同居者とは別の部屋を利用するか、同居者が体調不良者の部屋に入る際はマスクを着用するようにする
- 皿・グラス・カップ・ナイフ・フォーク・タオル・ベッドシーツ・枕などを共有しない
- 症状を観察する
- 医療機関や州・地方保健当局に相談しながら、他者への感染リスクがなくなるまで自宅療養（自宅での隔離）を続ける

◎詳しくはこちら

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/about/steps-when-sick.html>

3 感染拡大に伴う各国の水際対策

(1) 感染拡大に伴い、感染者確認国からの入国制限措置等を実施している国もあり、また、航空会社によっては感染者確認国との間の路線について運航停止または減便等を行っている場合がありますので、海外渡航を予定している方は、経由国の選定を含め注意が必要です。

◎外務省では、日本を含む感染者確認国からの入国制限措置や入国後の行動制限に関する各国措置をとりまとめ情報発信しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(2) 米政府の措置

●米国到着前 14 日以内に中国（除：香港・マカオ）における滞在歴がある外国人（適用除外規定あり）の入国停止措置をとるとともに、かかる滞在歴がある米国市民（含：入国停止措置の適用除外となる外国人）に対する入国時検疫を強化しています。なお、現時点において、日本から米国への渡航者に対する入国制限措置は実施されていません。

(3) 日本政府の措置

●特段の事情がない限り以下に該当する外国人の日本入国を拒否する措置をとるとともに、入国時検疫を強化しています。

- ・中国湖北省または浙江省発行の中国旅券を所持する外国人
- ・日本到着前 14 日以内に以下の地域に滞在歴がある外国人

中国：湖北省、浙江省

韓国：大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡

イラン：ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスハファン州、ガズヴィーン

州, ゴレスタン州, セムナーン州, マーザンダラン州, マルキャズィ州, ロレスタン州
イタリア: ヴェネト州, エミリア＝ロマーニャ州, ピエモンテ州, マルケ州, ロンバルディア
州

サンマリノ: すべての地域

●日本の外務省は, 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い, 「感染症危険情報」を発出しています。海外渡航を予定されている方は, 必ず外務省海外安全ホームページにて最新情報をご確認ください。

5 各州での発生状況や予防対策等は米国疾病管理予防センター(CDC)や各州の保健衛生当局のウェブサイトでご確認ください。

【疾病管理予防センター(CDC)】

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html>

【各州の保健衛生当局ウェブサイト】

- ・イリノイ州: <http://www.dph.illinois.gov/>
- ・インディアナ州: <https://www.in.gov/isdh/>
- ・ミズーリ州: <https://health.mo.gov/>
- ・ミネソタ州: <https://www.health.state.mn.us/>
- ・アイオワ州: <https://idph.iowa.gov/>
- ・カンザス州: <http://www.kdheks.gov/>
- ・ウィスコンシン州: <https://www.dhs.wisconsin.gov/>
- ・ネブラスカ州: <http://dhhs.ne.gov/Pages/default.aspx>
- ・ノースダコタ州: <https://www.health.nd.gov/>
- ・サウスダコタ州: <https://doh.sd.gov/>